

資料32 騒音に係る環境基準

ア 騒音に係る環境基準

適用地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町及び八木町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

（注） 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB以下
II	75dB以下

地域の類型

地域の類型	該当地域	区域
I	区域欄に掲げる区域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の地域（鴨川、桂川及び山科川の橋梁並びに大山崎町の国道171号線と東海道新幹線とが交差する橋梁に係る地域については、これら橋梁の橋げた両端のそれぞれの先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径500メートルの円内の地域）のうち、京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の区域。ただし、次の各号に掲げる用地、区域等は除く。 (1) 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地 (2) 東山トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心とした半径400メートルの円内のトンネルに係る部分以外のトンネル用地 (3) 鴨川、桂川及び山科川の河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域をいう。） (4) 工業専用地域として定められた区域
II	区域欄に掲げる区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

資料33 騒音規制法に基づく規制基準等

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町及び八木町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○特定工場等において発生する騒音の規制基準

		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)
昼間	午前8時～午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前6時～午前8時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後6時～午後10時				
夜間	午後10時～午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB

(注) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第2種区域にあつては夜間を除く。）。

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作業の種類	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85dB	午後7時～ 翌日午前7時	午後10時～ 翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	禁止

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。
3 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

○自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB以下	55dB以下
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下	65dB以下
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB以下	70dB以下

(注) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあつては、道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

区域の区分

区域の区分	該当地域
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

資料34 夜間営業等の騒音の制限

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町及び八木町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準（午後10時～翌日午前6時）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 知事が告示で指定する地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事が告示で指定する地域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

○飲食店営業等の音響機器の使用制限（午後11時～翌日午前6時）

	第1種区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	カラオケ装置 音響再生装置 拡声装置

（注）カラオケ装置等の音が外部へ漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。

資料35 商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域として定められていない区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
午前8時～午後6時	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時～午後8時	50dB	55dB	65dB	70dB

（注）測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

遵守事項	(1) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。 (2) 幅員4メートル未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。 (3) 地上10メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。 (4) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。 (5) 50メートル以内の距離で同一の営業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。
------	--

資料36 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町及び八木町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

○特定工場等において発生する振動の規制基準

		第1種区域		第2種区域			
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域
昼間	午前8時～午後7時	60dB	60dB	65dB	65dB	60dB	60dB
夜間	午後7時～午前8時	55dB	55dB	60dB	60dB	60dB	60dB

(注) 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。

○特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業	7.5dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	1.0時間	1.4時間	連続6日	禁止

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
2 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

○道路交通振動に係る要請限度

		第1種区域		第2種区域			
		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域
昼間	午前8時～午後7時	65dB	65dB	70dB	70dB	65dB	65dB
夜間	午後7時～午前8時	60dB	60dB	65dB	65dB	65dB	65dB

資料37 悪臭防止法に基づく規制基準

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、園部町、八木町、丹波町、瑞穂町、三和町、夜久野町、大江町、加悦町、岩滝町、野田川町

(注) 京都市にあつては市街化区域及び市街化調整区域、亀岡市、園部町及び八木町にあつては都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域、京丹後市にあつては平成16年3月31日における大宮町の区域に限る。

① 敷地境界における規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.07
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.5
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.5
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.08
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.2
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.05
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.01
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	20
酢 酸 エ チ ル	3	20
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1	6
ト ル エ ン	10	60
ス チ レ ン	0.4	2
キ シ レ ン	1	5
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01

備考 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。

2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

3 京都市については、規制地域全域に上記A地域の許容限度と同一の許容限度を設定している。

② 排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③ 排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

資料38 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（15年度）

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)						備考
			開	終				車の道の端から距離	地上高さから	昼間	基準値	対要請限度	夜間	基準値	対要請限度	
1	府道西陣杉坂線(千本通)	北区紫野北花ノ坊町	H15.11.6	H15.11.7	4	B	有	3.5	1.2	69	○	○	65	○	○	
2	市道京都環状線(北大路通)	北区紫野花ノ坊町	H15.11.6	H15.11.7	4	B	有	4.6	1.2	68	○	○	62	○	○	
3	市道京都貴船線	北区出雲路俵町	H15.11.6	H15.11.7	2	A	無	1.5	1.2	69	×	○	66	×	×	
4	市道修学院幡枝線	左京区区岩倉東五田町	H15.11.12	H15.11.13	4	A	有	5.6	1.2	67	○	○	60	○	○	
5	府道下鴨静原大原線(下鴨本通)	左京区下鴨梁田町	H15.11.12	H15.11.13	4	A	有	3.4	1.2	68	○	○	61	○	○	
6	市道蹴上高野線(北大路通)	左京区一乗寺梅ノ木町	H15.11.12	H15.11.13	4	B	有	3.3	1.2	67	○	○	64	○	○	
7	国道367号(北大路通)	左京区下鴨本町	H15.11.12	H15.11.13	4	C	有	4.5	1.2	70	○	○	66	×	○	
8	国道367号(北大路通)	左京区下鴨西本町	H15.11.12	H15.11.13	4	C	有	4.3	1.2	70	○	○	66	×	○	
9	府道下鴨大津線	左京区北白川西葛町	H15.11.6	H15.11.7	2	A	有	2.4	1.2	69	○	○	64	○	○	
10	市道鹿ヶ谷嵐山線(丸太町通)	左京区岡崎入江町	H15.11.6	H15.11.7	4	B	有	2.9	1.2	71	×	○	67	×	○	
11	国道1号(五条通)	山科区音羽稲芝	H15.10.20	H15.10.21	4	C	有	3.6	1.2	75	×	○	74	×	×	
12	市道大石道(新大石道)	山科区西野山百々町	H15.10.20	H15.10.21	2	A	無	2.4	1.2	68	×	○	65	×	○	
13	国道367号(鳥丸通)	下京区因幡堂町	H15.10.29	H15.10.30	4	C	有	3.8	1.2	72	×	○	67	×	○	
14	国道24号(鳥丸通)	下京区大坂町	H15.10.27	H15.10.28	6	C	有	3.5	1.2	66	○	○	61	○	○	
15	府道下鴨京都停車場線(河原町通)	下京区本塩竈町	H15.10.27	H15.10.28	4	C	有	3.9	1.2	71	×	○	68	×	○	
16	国道24号(河原町通)	下京区下之町	H15.10.27	H15.10.28	2	C	有	5.2	1.2	61	○	○	57	○	○	
17	国道1号(京阪国道)	南区西九条南田町	H15.10.27	H15.10.28	4	C	有	3.0	1.2	72	×	○	69	×	○	
18	市道向日町上鳥羽線	南区上鳥羽山ノ本町	H15.10.27	H15.10.28	4	B	有	4.0	1.2	69	○	○	63	○	○	
19	府道水垂上桂線	南区久世大築町	H15.10.23	H15.10.24	2	B	有	0.7	1.2	72	×	○	68	×	○	
20	国道171号(京都神戸線)	南区久世中久町	H15.10.22	H15.10.23	4	C	有	1.8	1.2	71	×	○	69	×	○	
21	国道162号(周山街道)	右京区梅ヶ畑藪ノ下町	H15.10.29	H15.10.30	2	B	有	1.2	1.2	70	○	○	65	○	○	
22	府道宇多野嵐山山田線	右京区嵯峨一本木町	H15.10.29	H15.10.30	2	A	有	0.5	1.2	68	○	○	61	○	○	
23	市道鹿ヶ谷嵐山線(丸太町通)	右京区花園坤南町	H15.10.29	H15.10.30	4	C	有	4.1	1.2	72	×	○	68	×	○	
24	府道梅津東山七条線(七条通)	右京区西京極佃田町	H15.10.29	H15.10.30	2	C	有	3.5	1.2	67	○	○	61	○	○	
25	府道太秦上桂線	西京区桂上野中町	H15.11.4	H15.11.5	2	A	有	2.5	1.2	71	×	○	67	×	○	
26	市道山陰街道	西京区下津林芝ノ宮	H15.11.4	H15.11.5	2	B	無	3.7	1.2	69	×	○	66	×	○	
27	国道9号(五条通)	西京区堰原盆山	H15.11.4	H15.11.5	4	B	有	3.4	1.2	74	×	○	73	×	×	
28	国道9号(五条通)	西京区大枝沓掛町	H15.11.4	H15.11.5	4	B	有	4.0	1.2	75	×	○	73	×	×	
29	府道灰方中山線	西京区大枝東新林町三丁目	H15.11.4	H15.11.5	4	A	有	3.4	1.2	67	○	○	61	○	○	
30	市道御陵六地藏線	伏見区桃山町山下	H15.10.20	H15.10.21	2	B	無	3.8	1.2	67	×	○	64	×	○	
31	国道24号(竹田街道)	伏見区深草加賀屋敷町	H15.10.20	H15.10.21	4	B	有	2.4	1.2	69	○	○	64	○	○	
32	市道油小路通	伏見区竹田中宮町	H15.10.20	H15.10.21	6	C	有	5.1	1.2	70	○	○	67	×	○	
33	府道伏見向日線	伏見区久我石原町	H15.10.22	H15.10.23	2	C	有	0.8	1.2	72	×	○	68	×	○	
34	府道水垂上桂線	伏見区久我森の宮町	H15.10.22	H15.10.23	2	A	有	0.6	1.2	71	×	○	66	×	○	
35	市道外環状線(外環状線)	伏見区羽束師菱川町	H15.10.22	H15.10.23	4	C	有	3.7	1.2	73	×	○	70	×	○	
36	市道広小路線	福知山市厚東町 福寿稲荷神社	H15.12.18	H15.12.19	4	B	有	3.6	1.2	66	○	○	60	○	○	
37	府道福知山停車場線	福知山市内記二丁目 福知山市総合福祉会館	H15.12.18	H15.12.19	2	C	有	3.3	1.2	67	○	○	61	○	○	
38	国道9号	福知山市西岡町 ニコニコプラザ前	H15.12.18	H15.12.19	2	B	有	2.4	1.2	75	×	○	72	×	×	
39	国道9号	福知山市篠尾979-10	H15.5.20	H15.5.21	2	C	有	4.0	1.2	72	×	○	71	×	×	※
40	国道175号	福知山市水内3208-1	H15.5.20	H15.5.21	2	B	有	6.9	1.2	66	○	○	62	○	○	※
41	府道福知山綾部線	福知山市土師町1776-223	H15.5.12	H15.5.13	2	B	有	4.5	1.2	66	○	○	62	○	○	※
42	府道福知山綾部線	福知山市石原647	H15.5.12	H15.5.13	2	B	有	2.3	1.2	71	×	○	69	×	○	※
43	府道福知山停車場線	福知山市内記3	H15.5.12	H15.5.13	4	C	有	6.1	2.2	64	○	○	58	○	○	※
44	一般国道27号	舞鶴市宇真倉416-1	H15.10.20	H15.12.25	2	C	有	4.0	1.2	67	○	○	67	×	○	
45	一般国道27号	舞鶴市宇北田辺170-5	H15.10.9	H15.10.10	2	C	有	2.5	1.2	68	○	○	66	×	○	
46	一般国道27号	舞鶴市宇上安642-5	H15.9.8	H15.9.10	4	B	有	2.0	1.2	74	×	○	71	×	×	
47	一般国道27号	舞鶴市宇北吸1039-3	H15.9.30	H15.10.1	4	B	有	2.0	1.2	72	×	○	69	×	○	
48	一般国道27号	舞鶴市宇浜2006-13	H15.9.10	H15.9.11	2	C	有	2.5	1.2	69	○	○	68	×	○	
49	一般国道27号	舞鶴市田中町4-1	H15.10.1	H15.10.2	2	C	有	2.0	1.2	67	○	○	66	×	○	
50	一般国道27号	舞鶴市宇小倉11	H15.10.2	H15.10.3	2	B	有	0.5	1.2	70	○	○	69	×	○	
51	一般国道175号	舞鶴市宇上福井100-1	H15.10.6	H15.10.7	2	B	有	2.5	1.2	68	○	○	66	×	○	

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置		等価騒音レベル(dB)						備考
			開始	終了				(m)		昼間	基対準環	対要請限度	夜間	基対準環	対要請限度	
								から車の距離	の地上高さ							
52	一般国道175号	舞鶴市宇寺内4-13	H15.9.29	H15.9.30	2	C	有	2.5	1.2	70	○	○	69	×	○	
53	一般国道177号	舞鶴市魚屋町243-2	H15.11.12	H15.12.17	2	C	有	1.0	1.2	64	○	○	57	○	○	
54	府道物部西舞鶴線	舞鶴市字上福井944-3	H15.10.7	H15.10.8	2	C	有	0.0	1.2	55	○	○	46	○	○	
55	府道由良金ヶ岬上福井線	舞鶴市字喜多207-4	H15.9.9	H15.9.10	2	B	有	5.0	1.2	60	○	○	52	○	○	
56	府道志高西舞鶴線	舞鶴市字公文名97-7	H15.11.18	H15.11.19	2	C	有	1.3	1.2	64	○	○	55	○	○	
57	府道舞鶴綾部福知山線	舞鶴市字七日市99-1	H15.11.17	H15.11.18	2	B	有	0.0	1.2	64	○	○	57	○	○	
58	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字森284-3	H15.10.16	H15.10.17	2	C	有	0.0	1.2	70	○	○	66	×	○	
59	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字福来199-3	H15.9.16	H15.9.17	2	C	有	2.5	1.2	66	○	○	64	○	○	
60	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字清美が丘4-4	H15.10.15	H15.10.16	2	B	有	2.5	1.2	72	×	○	68	×	○	
61	府道舞鶴野原港線	舞鶴市字大波下421-2	H15.9.11	H15.9.12	2	B	有	0.5	1.2	70	○	○	61	○	○	
62	国道27号	舞鶴市上安1925	H15.10.7	H15.10.8	4	B	有	5.5	2.4	73	×	○	69	×	○	※
63	国道27号	舞鶴市京田30	H15.6.26	H15.6.27	2	C	有	4.3	1.2	67	○	○	65	○	○	※
64	国道175号	舞鶴市下福井901	H15.6.26	H15.6.27	2	C	有	5.0	1.2	67	○	○	65	○	○	※
65	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市行永291	H15.10.9	H15.10.10	2	B	有	4.9	1.2	67	○	○	64	○	○	※
66	国道27号	舞鶴市溝尻150-11	H15.10.7	H15.10.8	2	C	有	4.1	1.2	70	○	○	68	×	○	※
67	国道27号	綾部市味方町アガジ20-2	H15.6.2	H15.6.3	2	B	有	4.8	1.2	74	×	○	72	×	×	※
68	府道福知山綾部線	綾部市宮代町前田20	H15.5.27	H15.5.28	2	B	有	4.7	1.2	67	○	○	66	×	○	※
69	府道京都宇治線	宇治市木幡南端5	H15.9.8	H15.9.9	2	B	有	10.0	1.2	65	○	○	60	○	○	
70	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内53	H15.9.29	H15.9.30	4	B	有	5.8	1.2	62	○	○	58	○	○	
71	市道宇治白川線	宇治市宇治琵琶33	H15.9.18	H15.9.19	2	B	無	5.5	2.1	67	×	○	62	×	○	
72	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻58	H16.1.20	H16.1.21	2	C	有	3.9	2.0	65	○	○	60	○	○	
73	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷19	H15.12.8	H15.12.9	2	B	有	11.0	1.2	66	○	○	65	○	○	
74	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原1	H15.9.18	H15.9.19	2	C	有	8.0	1.2	66	○	○	62	○	○	
75	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路19	H15.9.8	H15.9.9	2	A	無	18.8	1.2	58	○	○	54	○	○	
76	府道城陽宇治線	宇治市槇島町一ノ坪8	H15.10.2	H15.10.9	2	A	有	4.5	1.2	71	×	○	69	×	○	
77	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻81	H15.10.16	H15.10.17	2	A	無	3.5	1.2	67	×	○	62	×	○	
78	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山6	H15.9.29	H15.9.30	2	C	有	5.0	1.2	62	○	○	56	○	○	
79	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	H15.9.16	H15.9.17	2	B	有	3.0	1.2	69	○	○	64	○	○	
80	国道24号	宇治市伊勢田町西遊田90	H15.12.8	H15.12.9	4	C	有	4.5	1.2	72	×	○	70	×	○	
81	市道下居大久保線	宇治市広野町小根尾138	H15.9.16	H15.9.17	2	A	無	3.5	2.4	67	×	○	62	×	○	
82	国道24号	宇治市槇島町千足80	H15.11.12	H15.11.13	2	B	有	2.0	2.0	69	○	○	67	×	○	※
83	国道176号	宮津市浜町3000	H15.10.15	H15.10.16	2	B	有	8.3	1.2	66	○	○	59	○	○	※
84	国道9号	亀岡市安町野々神8	H15.9.29	H15.9.30	2	C	有	4.7	1.2	70	○	○	69	×	○	※
85	国道9号	亀岡市余部町宝久保1-1	H15.9.29	H15.9.30	2	B	有	5.5	1.2	70	○	○	69	×	○	※
86	国道9号	亀岡市千代川町千原2	H15.9.29	H15.9.30	2	B	有	3.6	1.2	72	×	○	71	×	×	※
87	府道八幡城陽線	城陽市平川指月77	H15.11.17	H15.11.18	2	B	有	1.0	1.2	67	○	○	61	○	○	
88	府道富野荘八幡線	城陽市富野堀口2	H15.11.17	H15.11.18	2	B	有	1.2	1.2	66	○	○	60	○	○	
89	府道寺田水主線	城陽市枇杷庄大三戸18	H15.11.17	H15.11.18	2	B	有	3.0	1.2	67	○	○	60	○	○	
90	市道3001号	城陽市富野森山1	H15.11.17	H15.11.18	2	B	無	4.7	1.2	73	×	○	66	×	○	
91	国道24号	城陽市平川付近	H15.10.16	H15.10.17	4	B	有	6.4	1.2	74	×	○	71	×	×	※
92	府道城陽宇治線	城陽市寺田垣内後78	H15.11.12	H15.11.13	2	B	有	3.2	1.2	71	×	○	68	×	○	※
93	府道寺田水主線	城陽市枇杷庄大三戸付近	H15.10.16	H15.10.17	2	B	有	2.9	1.2	66	○	○	60	○	○	※
94	国道171号	向日市上植野町藤田	H15.11.27	H15.11.28	2	C	有	2.2	1.2	72	×	○	68	×	○	
95	府道西京高槻線	向日市寺戸町南垣内	H15.12.1	H15.12.2	2	B	有	1.2	1.2	68	○	○	62	○	○	
96	府道志水西向日停車場線	向日市上植野町桑原1-2	H15.9.17	H15.9.18	2	B	有	5.5	1.2	69	○	○	66	×	○	※
97	府道中山稲荷線	向日市物集女町付近	H15.10.28	H15.10.29	4	B	有	5.3	1.2	68	○	○	65	○	○	※
98	国道171号	長岡京市神足麦生11番地	H15.11.19	H15.11.20	4	C	無	39	2.6	58	○	○	54	○	○	
99	国道171号	長岡京市城の里14番7号	H15.11.19	H15.11.20	4	C	有	2.0	2.2	67	○	○	64	○	○	
100	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目3番30号	H15.11.20	H15.11.21	2	A	有	0.0	2.5	66	○	○	60	○	○	
101	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目16番	H15.11.19	H15.11.20	2	A	有	0.0	2.5	70	○	○	64	○	○	
102	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り17番5号	H15.11.25	H15.11.26	2	C	有	1.1	2.8	66	○	○	60	○	○	

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置		等価騒音レベル(dB)						備考
			開	終				車道の距離から	地上高かさ	昼間	基準値	対要請限度	夜間	基準値	対要請限度	
103	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目4番5号	H15.11.20	H15.11.21	2	B	有	0.0	2.4	70	○	○	66	×	○	
104	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目12番2号	H15.11.25	H15.11.26	2	B	有	1.2	2.6	69	○	○	64	○	○	
105	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町2丁目6番13号	H15.11.25	H15.11.26	2	B	有	0.0	2.9	73	×	○	68	×	○	
106	府道西京高槻線	長岡京市野添1丁目17番29号	H15.11.25	H15.11.26	4	B	有	0.2	2.9	70	○	○	66	×	○	
107	市道0102号	長岡京市八条が丘2丁目5番	H15.11.20	H15.11.21	4	A	有	3.0	2.7	70	○	○	64	○	○	
108	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目2番1号	H15.11.19	H15.11.20	2	A	有	0.6	2.9	63	○	○	56	○	○	
109	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子1丁目23番12号	H15.11.20	H15.11.21	2	B	有	2.2	3.0	68	○	○	63	○	○	
110	国道171号(上り)	長岡京市勝竜寺蔵道	H15.9.10	H15.9.11	2	C	有	7.1	0.8	71	×	○	67	×	○	※
111	府道大山崎大枝線	長岡京市花山2丁目	H15.10.28	H15.10.29	2	A	有	3.1	1.2	68	○	○	63	○	○	※
112	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子3	H15.9.10	H15.9.11	2	C	有	4.9	1.5	64	○	○	59	○	○	※
113	府道西京高槻線	長岡京市北ノ町39-4	H15.9.17	H15.9.18	4	B	有	4.1	1.5	67	○	○	61	○	○	※
114	市道橋本南山線	八幡市男山石城	H15.12.2	H15.12.3	2	A	無	3.2	1.2	66	×	○	61	×	○	
115	市道橋本南山線	八幡市男山長沢	H15.11.17	H15.11.18	2	A	無	3.2	1.2	69	×	○	64	×	○	
116	府道八幡インター線	八幡市美濃山一ノ谷	H15.11.13	H15.11.14	2	A	有	3.1	1.2	70	○	○	65	○	○	
117	市道西山下奈良線	八幡市八幡三ノ甲	H15.12.1	H15.12.2	2	B	無	2.0	1.2	67	×	○	60	○	○	
118	市道八幡城陽線	八幡市男山泉	H15.11.18	H15.11.19	2	A	無	3.7	1.2	67	×	○	62	×	○	
119	市道橋本南山線	八幡市八幡中ノ山	H15.4.16	H15.4.17	2	A	無	3.8	1.2	63	×	○	58	×	○	
120	市道御幸1号	八幡市美濃山御幸	H15.5.13	H15.5.14	2	A	無	2.0	1.2	67	×	○	61	×	○	
121	国道1号	八幡市八幡美濃山付近	H15.10.15	H15.10.16	4	B	有	1.8	1.2	73	×	○	73	×	×	※
122	市道山手幹線	京田辺市松井ヶ丘3-1-8	H16.3.4	H16.3.5	2	A	無	4.5	1.5	64	×	○	59	×	○	
123	市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘1-18-4	H16.3.9	H16.3.10	2	A	無	3.0	1.5	65	×	○	61	×	○	
124	府道八幡木津線	京田辺市田辺18	H16.3.16	H16.3.17	2	B	有	5.0	1.5	68	○	○	64	○	○	
125	府道八幡木津線	京田辺市田辺鳥本102	H15.11.26	H15.11.27	2	B	有	1.6	1.2	69	○	○	65	○	○	※
126	名神高速道路	大山崎町字大山崎小字西山田17-2	H16.1.27	H16.1.28	8	A	有	8.0	1.2	53	○	○	52	○	○	
127	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字茶屋前29	H16.1.28	H16.1.29	8	B	有	15	1.2	60	○	○	57	○	○	
128	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字夏目9-5	H16.2.4	H16.2.5	8	B	有	8.0	1.2	58	○	○	56	○	○	
129	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字松田58-22	H16.2.3	H16.2.4	6	A	無	54	1.2	56	○	○	53	○	○	
130	府道大山崎大枝線	大山崎町字円明寺小字夏目26	H15.12.9	H15.12.10	2	B	有	7.0	4.0	63	○	○	59	○	○	
131	府道八幡宇治線	久御山町大字市田小字北浦65	H15.11.17	H15.11.18	2	C	有	0.0	1.2	72	×	○	70	×	○	
132	国道24号	久御山町大字林小字鞆ノ本2	H15.11.17	H15.11.18	4	C	有	4.9	1.2	69	○	○	66	×	○	
133	国道1号	久御山町田井荒見付近	H15.10.15	H15.10.16	4	B	有	5.7	1.2	73	×	○	72	×	×	※
134	府道宇治淀線	久御山町田井浜代1-2	H15.11.12	H15.11.13	2	B	有	4.7	1.2	70	○	○	67	×	○	※
135	国道24号	山城町上狛北の場5-1	H15.10.27	H15.10.28	2	B	有	4.2	1.3	71	×	○	69	×	○	※
136	京奈和自動車道	木津町相楽大仙堂40	H15.8.29	H15.8.30	2	A	無	30	1.2	53	○	○	49	○	○	
			H15.11.14	H15.11.15						45	○	○	40	○	○	
			H16.2.10	H16.2.11						43	○	○	39	○	○	
137	東西幹線1号線	木津町相楽城ノ堀4	H15.8.29	H15.8.30	2	A	無	100	1.2	52	○	○	49	○	○	
			H15.11.14	H15.11.15						54	○	○	47	○	○	
			H16.2.10	H16.2.11						56	○	○	47	○	○	
138	京奈和自動車道	木津町相楽台5-17-1	H16.1.16	H16.1.17	2	A	無	150	1.2	51	○	○	42	○	○	
			H16.2.10	H16.2.11						46	○	○	43	○	○	
139	京奈和自動車道	木津町相楽台6-16	H15.9.26	H15.9.27	2	A	無	60	1.2	48	○	○	46	○	○	
			H16.1.16	H16.1.17						51	○	○	44	○	○	
140	京奈和自動車道	木津町木津川台2-9	H15.9.26	H15.9.27	2	A	無	50	1.2	50	○	○	48	○	○	
141	奈良加茂線	木津町州見台6-7	H15.9.3	H15.9.4	2	C	無	20	1.2	57	○	○	59	○	○	
142	国道24号	木津町木津池田35-1	H15.10.27	H15.10.28	2	B	有	3.3	1.2	72	×	○	72	×	×	※
143	町道4020号	加茂町南加茂台1丁目	H16.2.16	H16.2.17	2	A	無	2.4	1.2	65	×	○	57	×	○	
144	町道4020号	加茂町南加茂台5丁目	H16.2.16	H16.2.17	2	A	無	2.3	1.2	65	×	○	57	×	○	
145	府道八幡木津線	精華町下狛拝殿19	H15.10.27	H15.10.28	2	B	有	1.4	1.2	74	×	○	69	×	○	※
146	府道奈良精華線	精華町精華台8-1-3	H15.10.29	H15.10.30	4	C	有	6.0	1.2	68	○	○	63	○	○	※
147	国道9号	園部町河原町4号30-1	H15.10.8	H15.10.9	2	B	有	2.3	1.2	70	○	○	67	×	○	※

※：府が測定を実施

資料39 自動車騒音面の評価結果（15年度）

No.	市町名	路線名	測定地点	測定の結果		面評価の結果				
				Leq (dB)		評価住居戸数*4	環境基準達成住居戸数		環境基準達成率*5 (%)	
				昼間*3	夜間*3		昼間	夜間	昼間	夜間
1	京都市 *1	府道西陣杉坂線	北区紫野北花ノ坊町	69	65	978	977	977	100	100
2		市道京都環状線	北区紫野花ノ坊町	68	62	1,239	1,239	1,239	100	100
3		市道京都貴船線	北区出雲路俵町	69	66	359	295	287	82	80
4		市道修学院蒲枝線	左京区岩倉東五田町	67	60	413	413	413	100	100
5		府道下鴨静原大原線	左京区下鴨梁田町	68	61	362	362	362	100	100
6		市道蹴上高野線	左京区一乗寺梅ノ木町	67	64	829	829	829	100	100
7		国道367号	左京区下鴨本町	70	66	584	583	421	100	72
8		国道367号	左京区下鴨西本町	70	66	649	647	507	100	78
9		府道下鴨大津線	左京区北白川西葛町	69	64	1,020	1,020	1,020	100	100
10		市道鹿ヶ谷嵐山線	左京区岡崎入江町	71	67	1,140	939	939	82	82
11		国道1号	山科区音羽稲芝	75	74	392	291	182	74	46
12		市道大石道	山科区西野山百々町	68	65	357	308	276	86	77
13		国道367号	下京区因幡堂町	72	67	108	98	98	91	91
14		国道24号	下京区大坂町	66	61	258	258	258	100	100
15		府道下鴨京都停車場線	下京区本塩籠町	71	68	489	412	344	84	70
16		国道24号	下京区下之町	61	57	233	233	233	100	100
17		国道1号	南区西九条南田町	72	69	726	664	566	91	78
18		市道向日町上鳥羽線	南区上鳥羽山ノ本町	69	63	157	157	157	100	100
19		府道水垂上桂線	南区久世大築町	72	68	265	250	250	94	94
20		国道171号	南区久世中久町	71	69	255	253	238	99	93
21		国道162号	右京区梅ヶ畑藪ノ下町	70	65	197	196	196	99	99
22		府道宇多野嵐山山田線	右京区嵯峨一本木町	68	61	716	712	716	99	100
23		市道鹿ヶ谷嵐山線	右京区花園坤南町	72	68	846	717	615	85	73
24		府道梅津東山七条線	右京区西京極佃田町	67	61	548	548	548	100	100
25		府道大寨上桂線	西京区桂上野中町	71	67	447	375	359	84	80
26		市道山陰街道	西京区下津林芝ノ宮	69	66	1,179	895	868	76	74
27		国道9号	西京区樫原盆山	74	73	593	423	288	71	49
28		国道9号	西京区大枝杏掛町	75	73	388	230	28	59	7
29		府道灰方中山線	西京区大枝東新林町三丁目	67	61	769	732	769	95	100
30		市道御陵六地藏線	伏見区桃山町山ノ下	67	64	685	579	562	85	82
31		国道24号	伏見区深草加賀屋敷町	69	64	1,617	1,617	1,617	100	100
32		市道油小路通	伏見区竹田田中宮町	70	67	178	178	156	100	88
33		府道伏見向日線	伏見区久我石原町	72	68	335	301	297	90	89
34		府道水垂上桂線	伏見区久我森の宮町	71	66	488	440	432	90	89
35		市道外環状線	伏見区羽東師菱川町	73	70	117	95	81	81	69
36		市道京都環状線				1,177	1,175	1,175	100	100
37		市道京都貴船線				289	216	215	75	74
38		市道宝ヶ池線				134	131	134	98	100
39		府道下鴨大津線				305	304	304	100	100
40		府道下鴨大津線				122	122	122	100	100
41		国道1号				430	341	194	79	45
42		府道下鴨京都停車場線				478	383	360	80	75
43		国道24号				308	308	265	100	86
44		国道24号				1,129	1,129	1,129	100	100
45		国道24号				107	107	107	100	100
46		国道24号				25	25	25	100	100
47		市道向日町上鳥羽線				0	0	0	-	-
48		国道171号		*2	*2	232	212	211	91	91
49		国道171号				28	28	28	100	100
50		国道162号				410	409	410	100	100
51		府道銀閣寺宇多野線				671	671	671	100	100
52		府道銀閣寺宇多野線				244	244	244	100	100
53		府道銀閣寺宇多野線				105	103	105	98	100
54		府道大寨上桂線				591	530	529	90	90
55		国道9号				657	534	466	81	71
56		府道灰方中山線				141	126	141	89	100
57		府道灰方中山線				119	119	119	100	100
58		府道灰方中山線				65	65	65	100	100
59		市道御陵六地藏線				134	93	78	69	58
60		市道油小路通				123	123	123	100	100
61	国道9号	福知山市篠尾979-10		72	71	316	262	184	83	58
62	国道175号	福知山市水内3208-1		66	62	73	73	73	100	100
63	府道福知山綾部線	福知山市土師町1776-223		66	62	490	489	489	100	100
64	府道福知山綾部線	福知山市石原647		71	69	297	265	188	89	63
65	府道福知山停車場線	福知山市内記3		64	58	215	215	215	100	100
66	国道27号	舞鶴市上安1925		73	69	647	382	372	59	57
67	国道27号	舞鶴市京田30		67	65	393	392	391	100	99
68	国道175号	舞鶴市下福井901		67	65	339	338	306	100	90
69	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市行永291		67	64	206	203	203	99	99
70	国道27号	舞鶴市溝尻150-11		70	68	364	363	254	100	70

No.	市町名	路線名	測定地点	測定の結果		面評価の結果				
				Leq (dB)		評価住居戸数*4	環境基準達成住居戸数		環境基準達成率*5 (%)	
				昼間*3	夜間*3		昼間	夜間	昼間	夜間
71	綾部市	国道27号	綾部市味方町アミダジ 20-2	74	72	32	21	17	66	53
72		府道福知山綾部線	綾部市宮代町前田20	67	66	226	223	159	99	70
73	宇治市	国道24号	宇治市横島町千足80	69	67	64	64	64	100	100
74	宮津市	国道176号	宮津市浜町3000	66	59	189	189	189	100	100
75		国道9号	亀岡市安町野々神8	70	69	386	365	281	95	73
76	亀岡市	国道9号	亀岡市奈部町室久保1-1	70	69	191	177	145	93	76
77		国道9号	亀岡市千代川町千原2	72	71	444	407	286	92	64
78		国道24号	城陽市平川付近	74	71	181	179	136	99	75
79	城陽市	府道城陽宇治線	城陽市寺田垣内後78	71	68	624	591	552	95	88
80		府道寺田水主線	城陽市枇杷庄大三戸付近	66	60	483	461	463	95	96
81	向日市	府道志水西向日停車場線	向日市上植野町桑原1-2	69	66	456	456	451	100	99
82		府道中山稻荷線	向日市物集女町付近	68	65	475	424	405	89	85
83		国道171号(上り)	長岡京市勝竜寺蔵道	71	67	171	163	156	95	91
84	長岡京市	府道大山崎大枝線	長岡京市花山2丁目	68	63	431	421	420	98	97
85		府道奥海印寺納所線	長岡京市調子3	64	59	317	311	311	98	98
86		府道西京高槻線	長岡京市北ノ町39-4	67	61	662	661	661	100	100
87	八幡市	国道1号	八幡市八幡美濃山付近	73	73	63	54	8	86	13
88	京田辺市	府道八幡木津線	京田辺市田辺鳥本102	69	65	443	442	397	100	90
89	久御山町	国道1号	久御山町田井荒見付近	73	72	24	20	8	83	33
90		府道宇治淀線	久御山町田井浜代1-2	70	67	110	80	74	73	67
91	山城町	国道24号	山城町上狹北的場5-1	71	69	63	55	41	87	65
92	木津町	国道24号	木津町木津池田35-1	72	72	55	48	34	87	62
93	精華町	府道八幡木津線	精華町下狹拝殿19	74	69	211	150	150	71	71
94		府道奈良精華線	精華町精華台8-1-3	68	63	23	16	16	70	70
95	園部町	国道9号	園部町河原町4号30-1	70	67	143	130	112	91	78
合 計				京都市内		27,940	25,764	24,348	92	87
				京都市外		9,807	9,090	8,211	93	84
				京都府内		37,747	34,854	32,559	92	86

(注)

- *1 京都市内については、京都市が測定・評価を実施
- *2 騒音レベルは実測によらず、道路構造や交通状況が類似する区間の結果を利用
- *3 昼間：午前6時から午後10時までの間、夜間：午後10時から翌日の6時までの間
- *4 測定地点における交通量及び道路構造が近似している道路に面する地域（道路沿道両側50m）に立地する住居等の戸数
- *5 環境基準達成住居戸数/評価住居戸数×100 (%)（小数点以下四捨五入）

資料40 新幹線鉄道騒音実態調査結果（15年度）

地点番号	測定年月日	測定地点 (線路最寄地点名)	用途地域 地域類型	平均列車速度 (km/h)	構造物の種類		軌道の種類	防音壁		騒音レベル (dB)			振動レベル (dB)
					種類	構造物の高さ m		種類	構造物の高さ	12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	
①	15.10.17	京都市山科区大塚中溝 (上り側)	第2種中高層住居専用 I	213	高架橋 (ラーメン)	7.9	バラスト (マット有)	ラムダ型	2.1	71	66	62	57
②	15.10.17	京都市山科区大塚中溝 (下り側)	第2種中高層住居専用 I	216	高架橋 (ラーメン)	7.9	バラスト (マット有)	ラムダ型	2.1	75	71	63	62
③	15.10.20	京都市山科区西野左義長町 (下り側)	第2種住居 I	180	高架橋 (ラーメン)	8.4	バラスト (マット有)	ラムダ型	2.1	71	65	60	61
④	15.10.20	京都市南区唐橋井園町 (下り側)	準工業 II	142	高架橋 (ラーメン)	5.4	バラスト (マット有)	ラムダ型	2.1	69	67	63	53
⑤	15.10.24	京都市南区久世上久世町 (上り側)	第1種住居 I	192	高架橋 (ラーメン)	6.4	バラスト (マット有)	ラムダ型	2.1	72	69	61	61
⑥	15.10.3	向日市森本町東ノ口 (上り側)	調整区域 I	216	高架橋 (壁式ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.9	72	68	64	64
⑦	15.10.3	向日市森本町佃 (下り側)	工業 II	211	高架橋 (壁式ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	75	72	68	61
⑧	15.10.14	長岡京市神足橋本 (下り側)	工業 II	231	高架橋 (ラーメン)	9.3	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	72	73	69	56
⑨	15.10.2	大山崎町大山崎鏡田 (上り側)	第1種住居 I	235	高架橋 (ラーメン)	8.4	バラスト (マット有)	ラムダ型 (張出板有)	3.0	75	69	64	63
⑩	15.10.2	大山崎町大山崎茶屋前 (下り側)	第1種住居 I	240	高架橋 (桁式)	7.7	バラスト (マット有)	ラムダ型	2.2	72 ※	70	65	54 ※

※は、「12.5m」が線路等用地内となるため、「15m」で測定